

介護保険サービス事業者の指定更新手続きの概要

平成18年4月の介護保険法改正により、介護サービスの質を担保するため、介護保険サービス事業者が指定基準等を遵守し、適切なサービス提供を行うことができるかを定期的に確認する指定の更新制が導入されました。

一定期間（6年）毎に指定の更新を受けなければ、指定の効力を失うこととなります。

ただし、医療機関のみなし指定については、更新手続きは不要です。

1 指定の有効期間 6年間

2 提出書類

- (1) 自己チェックリスト
- (2) 指定更新申請書
- (3) 付表
- (4) 勤務形態一覧表
- (5) 資格者証
- (6) 誓約書
- (7) 役員・管理者名簿
- (8) 土地・建物の登記簿謄本(写)〈賃貸の場合は賃貸借契約書(写)を併せて添付〉
(通所介護、短期入所生活介護の事業所のみ提出してください。ただし、過去に長寿社会課に土地・建物の使用権原を証明する書類を提出し、状況に変更がない場合は不要です。)
- (9) 指定の更新申請に係る連絡票（訪問介護・通所介護・短期入所生活介護のみ）
所在の市町村に提出してください。

3 更新申請書受付期間 指定の有効期間満了日の3ヶ月前から1ヶ月前まで。

4 休止事業所について

休止中の事業所については、指定の更新を受けることはできません。

ただし、有効期間満了日前までに休止理由等を解消した上で再開届を提出すれば、更新は受けられます。

5 指定更新申請書提出後の変更、休止、廃止について

- (1) 申請書提出後に変更が生じた場合
更新申請後から指定の有効期間満了日までの間に変更届事項が生じた場合は、変更届を提出してください。 ※更新申請書の差し替えは行いません。
- (2) 申請書提出後に事業所を休止又は廃止する場合
休止又は廃止の事業所については、指定の更新を受けることはできないので、休止届又は廃止届と併せて指定更新申請の取り下げ書を提出してください。
ただし、休止については、有効期間満了日前までに休止理由等を解消した上で再開届を提出すれば、更新を受けられます。

6 有効期間満了日までに更新決定されない場合の措置

更新申請した場合において、指定の有効期間満了日までに更新決定がされないときは、指定の有効期間満了後もその更新決定がされるまでは、従前の指定が有効とされます。

その後、更新決定がされたときは、新しい指定の有効期間は、従前の指定の有効期間満了日の翌日から起算するものとします。